

岡崎市市街化調整区域内地区計画運用指針（案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	意見の要旨	市の考え方
1 市街化調整区域内の開発に関すること		
1－1	市街化調整区域における開発をもっと規制するべきである。	市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であるため、都市計画法において認められる開発・建築行為しかできません。以上を踏まえ、都市計画法で認めるもの以上に規制する考えはありません。
2 その他		
2－1	住宅の真横に足場の資材置き場や運送業者のトラック置き場などが存在し、近隣住民への騒音被害、また通学路をトラックが出入りしており大変迷惑している。	本運用指針（案）に関するご意見ではありませんが、いただいたご意見につきましては、関係部署に申し伝えます。
2－2	埼玉県川口市のような光景が岡崎市にも起きているため、住民が暮らしやすくなる条例の制定をするべきである。	本運用指針（案）に関するご意見ではありませんが、いただいたご意見につきましては、関係部署に申し伝えます。